

太田市教育委員会共催名義等使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外のものが開催する教育、学術、文化等の振興のための行事において、教育委員会の共催又は後援の名義（以下「共催名義等」という。）を使用する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催名義等の区分)

第2条 共催名義等の区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 共催 教育委員会が、行事の企画又は運営に参加し、当該行事の主催者と共同して責任の一部を分担するもの
- (2) 後援 教育委員会が、行事の趣旨に賛同し、その開催を援助するもの

(承認の基準)

第3条 教育委員会は、共催名義等の使用承認の申請に係る行事が次に掲げる基準を満たしていると認められるときは、当該行事における共催名義等の使用を承認するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 当該行事の目的、規模、対象者等を総合的に判断して、真に教育的効果が大きく、教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものその他社会的非難を受ける恐れのないものであること。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有しないものであること。
- (4) 営利活動又はその援助を目的としないものであること。
- (5) 主催者の存在が明確であり、かつ、その行事遂行能力が十分にあると認められるものであること。
- (6) 当該行事の開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置の講じられている場所であること。
- (7) 販売及び売名行為を伴わないものであること。

(申請の手続)

第4条 行事の主催者は、共催名義等の使用承認を受けようとするときは、当該行事を実施する1箇月前（募集を行う場合は、募集開始の1箇月前）までに、共催・後援承認申請書（様式第1号）に行事計画書、収支予算書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを提出するものとする。

(使用の承認)

第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、共催名義等使用の承認の可

否について、行事計画書、収支予算書等により当該行事の実施計画が適正ものであるか審査するほか、第3条の承認の基準に基づき審査し、その結果を共催・後援申請に関する通知書（様式第2号）により、当該申請の日から14日以内に主催者に通知するものとする。

（承認の条件）

第6条 教育委員会は、共催名義等の使用を承認する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 承認期間は、承認した日から当該行事の終了の日までとし、12箇月を限度とすること。ただし、特に教育委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 共催名義等を表示した印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を教育総務課に提出すること。
- (3) 承認後において行事計画に変更があった場合は、直ちに共催・後援申請変更届（様式第3号）を提出すること。
- (4) 行事終了後、速やかに共催・後援行事实施報告書（様式第4号）及び収支報告書その他教育委員会が必要と認める書類を提出すること。
- (5) 共催名義等の使用の承認が取り消された場合は、共催名義等を表示した印刷物等を直ちに撤去し、又は共催名義等を削除すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 教育委員会は、共催名義等の使用の承認後において共催名義等の使用にふさわしくない行為があった場合は、共催・後援名義使用取消通知書(様式第5号)により承認を取り消すことができる。

（教育委員会の免責）

第7条 共催名義等の使用及び取消しによって生ずる損害については、教育委員会は一切の責任を負わない。

（事務処理）

第8条 共催名義等の使用に関する事務は、教育総務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。